告　発　状

平成 25 年 7 月 8 日

最高検察庁　御中

告発人

〒

住所：

職業：

氏名：　　（昭和　　年　　月　　日生）　㊞

連絡先：　　－　　－

〒

住所：

職業：

氏名：　　（昭和　　年　　月　　日生）　㊞

連絡先：　　－　　－

被告発人

・氏名不詳 A
・東京第一検察審査会　総務課長 T
・氏名不詳 B（検察審査員候補者名簿管理システム操作者）
・東京第五検察審査会　事務局長 D
・東京第五検察審査会　事務官 Y
・東京第五検察審査会　事務官 K
・氏名不詳 C（東京第五検察審査会　平成 21 年第 4 群検察審査員　109801 番）
・氏名不詳 D（東京第五検察審査会　平成 22 年第 1 群検察審査員　117927 番）
・氏名不詳 E（東京第五検察審査会　平成 22 年第 3 群補充員　133566 番）

第 1　告発の趣旨

被告発人らの下記各行為は、電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第 234 条の 2)、偽計業務妨害罪（刑法第 233 条)、虚偽有印公文書作成罪（刑法第 156 条）および同行使罪（刑法第 158 条）ならびに業務上公金横領罪（刑法第 253 条)、公金横領罪（第 252 条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求める。

記

【告発事実】

被告発人 T 総務課長は当時、東京第一検察審査会（以下、第一検審）の総務課長として、検察審査員（以下、審査員）および補充員の選定業務に携わっていたところ、被告発人 A の指図により、小沢一郎氏の資金管理団体である陸山会の政治資金規正法違反に小沢氏が関わっていたとする事件（以下、陸山会事件）が審査されること

となる東京第五検察審査会（以下、第五検審）の審査員および補充員の選定において、審査会の議決を誘導するため、被告発人Bを使って検察審査員候補者名簿管理システム（以下、選定くじソフト）を不正に操作させ、若年層の審査員および補充員を恣意的に選定したと思われ、その行為は電子計算機損壊等業務妨害罪（第234条の2）を構成すると思われる。

また、被告発人D事務局長は第五検審の事務局長であった当時、被告発人Aの指図により、第五検審の審査員および補充員が審査会に出席しなくなったのを契機に、被告発人Y事務官およびK事務官に指示し、被告発人C、DならびにEを不法に審査員、補充員として審査会に出席させ、陸山会事件の一回目と二回目の審査会において、議決をそれぞれ「起訴相当」議決と「起訴議決」に誘導したと思われ、偽計業務妨害罪（第233条）を構成するものである。また、その後、この虚偽の審査員によって署名・押印された議決書を作成、それを行使したもので、この行為は虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）および同行使罪（同法第158条）にあたる。また、被告発人D事務局長、Y事務官およびK事務官は虚偽の審査員、補充員である被告発人C、DおよびEに審査員、補充員としての日当、旅費を東京地方裁判所(以下、東京地裁)から支出させていることから、業務上公金横領罪（第253条）を構成し、被告発人C、DおよびEについてはそれを受領していることから公金横領罪（第252条）を構成するものと思われる。被告発人Aについては、この二つの違法行為に対して共謀共同正犯となるもので、これら各人に刑事上の処罰を求めるものである。

第２　罪名及び罰条

・氏名不詳A

電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）、偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）および同行使罪（刑法第158条）、業務上公金横領罪（第253条）

・東京第一検察審査会　総務課長T

電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）

・氏名不詳B（検察審査員候補者名簿管理システム操作者）

電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）

・東京第五検察審査会　事務局長D

偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）および同行使罪（刑法第158条）、業務上公金横領罪（第253条）

・東京第五検察審査会　事務官Y

偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）および同行使罪（刑法第158条）、業務上公金横領罪（第253条）

・東京第五検察審査会　事務官K

偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）および同行使罪（刑法第158条）、業務上公金横領罪（第253条）

・氏名不詳C（東京第五検察審査会　平成21年第4群審査員　109801番）

偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）、公金横領罪（刑法第252条）

・氏名不詳D（東京第五検察審査会　平成22年第1群審査員　117927番）

偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）、公金横領罪（刑法第252条）

・氏名不詳E（東京第五検察審査会　平成22年第3群補充員　133566番）

偽計業務妨害罪（刑法第233条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）、公金横領罪（刑法第252条）

第３　告発の経緯

第五検審で行われた陸山会事件の審査において、小沢一郎氏の強制起訴を意図とした二つの犯罪行為が行われたと思料するので、これを告発するものである。そのひとつは「審査員の不正選定」で正当な審査員候補者から審査員、補充員を恣意的に若年層のみ選び出すことで審査会の議決を誘導し易くしようとしたものである。また、もう一つは『「なりすまし審査員」の配置』で、審査会に外部から不正に審査員、補充員になりすました人物を参加させ、一回目審査では「起訴相当」議決に、二回目審査では「起訴議決」に審査会の議決を誘導したもので、それらは、互に補完し合うものである。

（１）審査員の不正選定について

平成 22 年 10 月 5 日の毎日新聞の朝刊（資料-1）をみると小沢氏の陸山会事件の二回目を審査した第五検審の審査員の平均年齢は 30.90 歳であった。平均年齢は一人足し忘れたので低くなったとされたが、この数字は審査員の定数、11 で割ったものではない。11 で割り切れない場合、小数点以下は 10 パターンの循環小数となり、少数点以下第 2 位までとれば 09、18、27、36、45、55、64、73、82、91 のいずれかになり、90 にはならない。もし、11 で割ったなら 30.909090 歳となり、一回目の訂正で 33.91 歳と発表したように 30.91 歳と発表されていなければならなかった。従って、これは一人足し忘れた 10 人の合計年齢をそのまま 10 で割ったものである。やはり、審査員は異様に若かったということになる。以下、この平均年齢が偶然では考えられない程、低い確率であることを示し、審査員が選定くじソフトを使って不正に選ばれていたことを明らかにしていく。

審査員は検察審査会管轄の選挙人名簿から選ばれ、第五検審が管轄する選挙管理委員会は東京都特別区と島しょである（資料-2）。平成 22 年度の国勢調査のデータに東京都特別区の年齢別人口（資料-3）があり、そのデータを元に審査員を選ぶシミュレーションプログラムを作ることができる。

【審査員を選ぶシミュレーションプログラムのアルゴリズム】

① まず、全選挙人に 1 からの連続番号を付ける。20 歳の人口は 86,803 人、21 歳は 94,022 人なので、20 歳の人は 1 から 86,803 番までの番号をもち、21 歳の人は 86,804 から 180,825 番の番号を持つことになる（以下、各年齢について 110 歳以上まで同様に採番）。

② 次に、選挙人の総数 7,496,173 を上限に 1 から 7,496,173 までの間で乱数を発生させ、出た乱数に対応する選挙人の年齢を逆引きする。出た乱数が 1 から 86,803 までなら 20 歳、86,804 から 180,825 までなら 21 歳となる（以下、110 歳以上まで同様）。

③ 検察審査会法では 70 歳以上については候補者の希望により審査員を辞退することが出来るため、ここで逆引きした年齢が 80 歳以上となった場合は全てを辞退希望者とする。また、70 歳から 79 歳までについては半数を辞退希望者と仮定する。このため 70 歳から 79 歳までの乱数となった場合は乱数が奇数のとき、その番号をもつ選挙人を辞退希望者とする。

④ それを同じ乱数が発生しないように制御して、11 回、年齢が出るよう繰り返すと審査員 11 人が選ばれたことになり、その 11 人の合計年齢を計算することができる。

この一連の動作を一千万回実行させてグラフ化すると資料-4 のようになる。陸山会事件の一回目審査員の平均年齢 34.55 歳（合計年齢 380 歳）となるのは 5,072 回（1 万回に約 5 回の確率）、二回目の 10 人の平均年齢 30.90 歳（合計年齢 309 歳）となるのは 647 回（10 万回に約 6 回の確率）である。陸山会事件の審査会ではこれが連続で起こっていることから二つの確率の掛け合わせとなり審査員は計算上、1 億回に 3、4 回の確率で選ばれていたことになり、審査員の選定作業において何らかの人為的な操作が行われたと推察される。ここで、検察審査会における審査員、補充員の選定作業は次のようになっている。

【審査員、補充員の選定作業】

① 選定くじソフトに最高裁から集約され戻ってきた候補者名簿を登録。
② 審査員候補者に送った質問票（審査員となることが出来ない者かどうか、また、審査員を辞退することが出来る者で辞退を希望するかどうかを質問）が返送されてきたら、該当する候補者を選定くじソフトの「候補者情報の入力」画面で審査員の中から排除（資料-5）。

事前作業

③ 候補者リストの印刷。
④ 候補者リストを立会人（判事・検事）に交付。
⑤ 選定くじソフトの「選定の実行」画面により選定(資料-6)。
⑥ 立会人に画面上で確認してもらう。
⑦ 「選定録等の印刷」画面で検察審査員及び補充員の選定録を印刷。
⑧ 出力された検察審査員及び補充員の選定録に立会者二人の認印。

選定日の作業

この流れの中で選定日当日、③候補者リストの印刷を朝一番に行い、立会人が到着するまでに「候補者情報の入力」画面を再度使用して、表示された候補者の西暦の生年月日を見ながら、「辞退申出」欄にチェックを付け、「辞退理由承認等」欄に「承認」を選べば、簡単に年配者の候補者を外すことが出来る。後は、通常の選定作業となるので、いとも簡単に立会人に気付かれることなく、若年層の審査員、補充員が選定されることになる。

陸山会事件において一回目審査員となったのは平成 21 年第 4 群と平成 22 年第 1 群の審査員、補充員であり、二回目審査員は平成 22 年第 2 群と平成 22 年第 3 群（7 月については平成 22 年第 1 群）の審査員、補充員である。その選定作業は第一検審の選定くじソフトを使って、それぞれ平成 21 年 9 月 25 日、平成 21 年 12 月 18 日、平成 22 年 3 月 26 日および平成 22 年 6 月 25 日に行われており、当時、選定業務に携わっていた被告発人 T 総務課長が被告発人 B に指示し、この不正な操作を行ったと思われる。

（2）『「なりすまし審査員」の配置』について

このため、選定くじソフトにより選ばれた審査員、補充員は恣意的に若年層が選ばれてはいるが、正当な審査員候補者から選ばれた審査員、補充員であったと言える。この若年層で構成された審査会に後から「なりすまし審査員」が配置されるが、議決を誘導するため、おそらく法律に長けた年長者が配置されたものと思われる。以下、東京地裁から開示された日当、旅費の「請求書」（以下、「旅費請求書」）および「債主内訳書」（「旅費請求書」をもとに東京地裁で作られる振込データ）により、具体的に「なりすまし審査員」が存在するという根拠を明らかにしていく。

東京地裁に開示請求した審査員、補充員の「旅費請求書」をみると個人を識別できる番号（以下、氏名番号）が付けられている。この氏名番号は旅費の振込口座を東京地裁の会計システムに登録したとき、システムが債権者番号として自動採番する番号である。また、「旅費請求書」には請求年月日が書かれ、請求年月日＝審査日であり、誰がいつ出席したか詳細な審査会出欠表（資料-7）を作ることができる。また、審査員が当欠したとき、出席している補充員の中から臨時の審査員がくじで選ばれるが、これも「補欠の審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録」により誰が選ばれたのかも推定出来る。

この出欠表をみると、まず目につくのが他の審査員と比べ氏名番号が飛びぬけて大きい 21 年第 4 群の審査員 C（109801 番）と 22 年第 1 群の審査員 D（117927 番）および 22 年第 3 群の補充員 E（133566 番）の存在である（平成 22 年第 2 群の審査員にも 137723 番がいるが陸山会事件には関わっていないので、これについての考察は割愛する）。氏名番号は時間の経過とともにその番号が大きくなり、一か月で約 3000 番大きくなり、この氏名番号から逆に振込口座の登録時期が分かるようになっている。通常の審査員、補充員は任期開始の半月前に「口座振込申出書」を返送するよう要請され、審査会に出席したときには既に振込口座が登録され、氏名番号が付けられている。ここで他の審査員、補充員をみると 21 年第 4 群では 103608 番から 104701 番まで、22 年第 1 群では 111571 番から 112712 番まで、22 年第 4 群では 130281 番から 130401 番までである。審査員 C、D および補充員 E は明らかに後から口座が登録されたと分かる大きな番号を持っている。

そしてこの C、D、E は「宣誓書」を提出していない。検察審査会法では「宣誓書」は審査員、補充員であれば必ず提出が義務付けられており、初めて審査会に出席した日に「宣誓書」を提出することになっている。しかし、第五検審から開示された「宣誓書」には C、D、E が初めて出席した日の「宣誓書」はない。つまり、審査員 C、D および補充員 E は「宣誓書」を提出していないのである。また、この審査員 C、D および補充員 E はそれぞれ、審査員 c（103659 番）、審査員 d（111589 番）および補充員 e（130362 番）と入れ代わっていることが分かる。入れ代わっているというのはそれぞれ、c、d、e が審査会に出席しなくなった後、C、D、E が現れるからである。21 年第 4 群についてはもう一人出席しなくなった審査員 c’（103632 番）がいるが、C が最初に審査会に出席した平成 22 年 12 月 22 日の「旅費請求書」に 103659 番の「旅費請求書」があり、それに対応する「債主内訳書」には 103659 番がなく、代わりに 109801 番が現れていることから、109801 番は 103659 番と入れ代わったものだと思われる。

ここで氏名番号は東京地裁が振込口座を登録したときに自動的に採番される番号であったことを考えると、C、D、E はこの c、d、e が振込口座を再登録したために起こったとも考えることが出来る。すなわち結婚等で姓や住所が変わり、新たに通帳を作りそれを振込口座として再登録したということが考えられるのである。これなら、改めて「宣誓書」を提出する必要はない。しかし、この状況が振込口座を再登録したために起こったものではないと考えられる有力な根拠がある。それは「債主内訳書」の並び順の乱れである。

審査日毎の出欠表を作成していくとある規則が目に留まる。「債主内訳書」は第五検審事務局から送られてきた「旅費請求書」をもとに作られる審査員、補充員への振込データであり、その並び順は「旅費請求書」の並び順と同じである。「債主内訳書」は次の規則を持っており、各人の出現順序が決まっているのである。

【「債主内訳書」における審査員、補充員の並び順の規則】

① 選定時期の古い群から新しい群へ並ぶ

② 同じ選定時期であれば審査員の群から補充員の群に並ぶ

③ 審査員群、補充員群の中の審査員、補充員の位置は常に一定

このことは第五検審の事務官が「旅費請求書」の名前を選定録の名簿により確認し、その名簿順に並べ直していることを意味する。もし、C、D、E が c、d、e の振込口座を変えたものであったなら、事務局は当然、そのことを知っているので元の名前の c、d、e のあった位置に並べるはずである。そこで、C、D、E の並び順を個別にみていくことにする。

(ア) 被告発人 C について

被告発人Cの債主内訳書の並び順

審査員等	氏名番号	宣誓書提出日	11/10（火）	11/24（火）	12/8（火）	12/22（火）	1/12（火）	1/26（火）	2/9（火）	2/23（火）	一回目審査会 1回 3/9（火）	2回 3/16（火）	3回 3/23（火）	4回 3/30（火）	5回 4/6（火）	6回 4/13（火）	7回 4/20（火）	8回議決 4/27（火）
平成21年第4群審査員（6名）	103608	11月10日	⑨	⑧	×	⑦	⑨	⑧	①	×	①	①	①	×	①	①	×	①
	103616	11月10日	⑩	⑨	⑨	⑥	⑩	⑨	③	②	③	③	③	②	×	⑧	①	②
	103632	11月24日	×	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	104671	11月10日	⑪	⑪	⑩	⑤	×	⑪	④	③	④	④	④	③	③	⑨	×	③
	103659（c）	11月10日	⑫	⑫	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	109801（C）	提出なし	×	×	×	④	⑪	⑩	②	①	②	②	②	①	②	⑬	②	④
	未出席者		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

12月22日：103659番の位置

1月12日：103632番または103659番の位置

1月26日：103632番の位置

2月9日～3月30日：元々の審査員の間に割り込んでいる。「なりすまし審査員」以外に考えられない位置

4月6日：103632番の位置

4月13日：審査群の位置外。Dが初めて現れたときの乱れ。

4月20日：103632番または103659番の位置

4月27日：103659番の位置

→ 109801番（C）は「なりすまし審査員」

並び順の本来の位置

並び順の乱れ

被告発人 C における並び順をみると C の位置は審査日毎に一定していない。そのことはすなわち、C が c とは別人で、名簿には登録されていない「なりすまし審査員」であったということを示している。「なりすまし審査員」の位置が審査日によって違ってくるのには理由がある。それは「旅費請求書」が支払いのため東京地裁に送られ事務局には残らず、前もってどこに並べるか決めておかない限り、時間が経てばどの位置に並べたか事務局では分からなくなってしまうためである。名簿にない名前を果たしてどこに並べるかその都度悩み、思いつくままの位置に並べたのである。これが、「なりすまし審査員」の並び順がバラバラになる理由である。この被告発人 C を最初に配置したときの担当事務官は被告発人 Y 事務官であり、当然 C が「なりすまし審査員」

であるという事情を知っていたのは明らかである。

（イ）被告発人 D について

被告発人Dの債主内訳書の並び順

審査員等	氏名番号	宣誓書提出日	2/9（火）	2/23（火）	一回目審査会 1回 3/9（火）	2回 3/16（火）	3回 3/23（火）	4回 3/30（火）	5回 4/6（火）	6回 4/13（火）	7回 4/20（火）	8回議決 4/27（火）	5/11（火）	5/25（火）	6/8（火）	6/22（火）	二回目 1回 7/13（火）	2回 7/27（火）
平成22年第1群審査員（5名）	112712	2月9日	⑦	⑦	⑧	⑧	⑧	⑥	④	⑭	×	⑧	④	④	①	×	①	×
	111571	2月9日	⑧	⑧	⑨	⑨	⑨	⑦	⑤	⑩	⑥	⑨	③	①	②	①	②	①
	111589（d）	2月9日	⑨	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	111601	2月9日	⑩	⑨	⑩	⑩	⑩	⑧	⑥	⑪	⑧	⑪	①	③	④	③	④	③
	117927（D）	提出なし	×	×	×	×	×	×	×	⑦	⑦	⑩	②	②	③	②	③	②
	未出席者		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

4月13日：審査群の位置外

4月20日・4月27日：111589番の位置

5月11日・5月25日：審査群の並び順が乱れている

6月8日～7月27日：111589番の位置

→ 117927番(D)は「なりすまし審査員」

並び順の本来の位置

並び順の乱れ

22 年第 1 群の審査員 D は d と入れ代わっているが、d の旅費は突出して 22,630 円と高額である。これは島しょの選挙人名簿から選ばれた審査員であったためである。「旅費請求書」の内訳から d は新島の審査員であったことが分かる。22 年第 1 群の初会合となった 22 年 2 月 9 日、飛行機で来て、午後から審査会に出席、その夜、船で帰っているが、d の出席はこの一回限りである。この後、2 カ月余り経った 4 月 13 日、突然、審査会に D が往復 1,460 円の運賃で東京近郊から出席しているのである。

被告発人 D についても同様に並び順に着目すると、初めて現れた 22 年 4 月 13 日、審査員、補充員の全体の並びが乱れているのがまず目に留まる。31 回の審査日中、バラバラなのはここだけで、際立って目立つ並び順となっている。この 4 月 13 日は陸山会事件の一回目審査の真最中で、8 回行われた審査の 6 回目の審査日である。事務官である被告発人 K 事務官は陸山会事件の審査中に虚偽の審査員を投入したことを隠すため確認後「旅費請求書」をシャッフルしたと思われる。被告発人 C が最初に現れたときにも同様に被告発人 Y 事務官が並び順を逆転させているが、このことは C と D が正当な手続きによって選定された審査員ではなかったことを図らずも示していると思われる。5 月 11 日と 5 月 25 日についてもこの審査員群だけ並び順が乱れているが、これは被告発人 D がその審査員群にいたため、それを誤魔化すためにバラバラにしたためであろうと思われる。

結局、一回目審査会は C と D の二人の「なりすまし審査員」によって、当初の目論見どおり「起訴相当」議決に誘導することが出来たと言える。

（ウ）被告発人 E について

被告発人Eの債主内訳書の並び順

審査員等	氏名番号	宣誓書提出日	二回目小沢審査会								
			3回	別案件	4回	5回	6回	7回議決	別案件	8回署名	
			8/4（水）	8/10（火）	8/24（火）	8/31（火）	9/6（月）	9/14（火）	9/28（火）	10/4（月）	10/18（月）
平成22年第3群補充員（5名）	130338	8月4日	⑭	×	⑭	⑮	⑮	⑮	⑭	⑮	⑮
	130346	8月4日	⑮	⑭	×	×	⑯	⑯	×	⑯	⑯
	130362（e）	8月4日	⑯	×	×	×	×	×	×	×	×
	130371	8月4日	⑰	⑮	⑯	⑰	⑱	⑱	⑯	⑱	⑱
	133566（E）	提出なし	×	×	⑮	⑯	⑰	⑰	⑮	⑰	⑰
	未出席者		×	×	×	×	×	×	×	×	×

8月24日～10月18日：130362番の位置 → 133566番は130362番？

並び順の本来の位置

一回目審査会には審査員として被告発人 C と D の二人の「なりすまし審査員」がいたが、二回目審査会についてはそのような審査員はいない。しかし、補充員に同じような人物 E がいることが分かる。この補充員については、C、D のように並び順の乱れはなく、また、初回参加の日にも並び順の乱れはない。E の位置は e が振込口座を再登録したと思われる位置にきれいに並んでおり、このため、二回目審査会には「なりすまし審査員」はいなかったように思われるが、事務局に段々、知恵がついてきたからとも考えることができる。一回目審査会で「なりすまし審査員」を配置した第五検審事務局が二回目審査会では無作為であったとは考えにくい。そこで、並び順以外のものについてみていくことにする。まず、「なりすまし審査員」であるなら「起訴議決」のメンバーでなければならないので、この E が二回目の議決メンバーであったかどうかを明らかにしていく。

E は補充員であるため、無条件に議決メンバーとはならない。当欠した審査員の代わりにくじで臨時の審査員に選ばれなければならない。24 年 6 月 9 日の阿修羅掲示板の『6 月 9 日　「生年月」も開示しない最高裁が「審査員日当等の歳出支出証拠書類」だけを開示したのは何故か！　（一市民が斬る）』のスレッドに大阪都民 N 氏がコメント No32 で開示資料から作成した二回目審査会の臨時審査員を含めた詳細な出席情報（資料-8）を掲載しているが、これを見れば E が 9 月 14 日、臨時の審査員として「起訴議決」に参加しており、議決書に署名した 10 月 4 日も同様に臨時の審査員に選ばれていたことが分かる。従って E が「なりすまし審査員」であったという疑惑は大きくなる。

次に、二回目審査員の平均年齢は 10 人の審査員の平均年齢であったが、計算から外れた審査員が一人いたとすれば、その人物は「なりすまし審査員」であったと思われ、補充員 E であったと考えられる。「最高裁の罠」の著者が主催するブログ「一市民が斬る！」によればこの審査員の平均年齢を計算したのは第一検審の T 課長で、資料は第五検審からもらったとある。審査員の平均年齢は議決書の署名により議決メンバーを確認し、生年月日が記載されたそれぞれの群の審査員、補充員の選定録を見れば計算出来る。T 課長が 10 人の平均年齢を出したのは、このとき議決書に E の署名がなかったからだと思われる。議決書を作成した 22 年 10 月 4 日、E は署名に押印するための印鑑を所持していないのである（資料-9）。

この話を進めていくには、まず、二回目審査の審査補助員である吉田弁護士の「旅費請求書」について話をしておかなければならない。吉田審査補助員は旅費の請求書を毎月、月の最終審査日にまとめて提出しているが、9 月の「旅費請求書」の請求日は 9 月 28 日である（資料-10）。この「旅費請求書」には審査会長の決裁印が押されているので吉田審査補助員は 9 月 28 日、審査会に出向いていたことが分かる。この日は斎藤副部長が知人に今から検察審査会に説明に行くといった日でもある。審査会はこの 9 月 28 日に検察の説明を受け、議決書の作成と署名を行うつもりであったと思われる。ところが、この作業は行われていない。理由は議決メンバーの一人 130346 番が欠席したからである（資料-7）。この議決書に署名をする予定であった 9 月 28 日に E はまたもや印鑑を所持していない（資料-11）。議決書の署名という大事な日に続けて E は印鑑を所持しておらず、もともと議決書には署名するつもりがなかったのではないかと思われる。「なりすまし審査員」はその形跡を残さないよう、議決書の署名は元の審査員の名前を使っていると思われる。E が署名を避けたのは e とは性別が異なり、他の審査員の前ではその署名が出来なかったためと思われる。

（エ）まとめ

各群には最初から一度も出席したことがない審査員がいるのにも関わらず、その者に代わって「なりすまし審査員」を入れていない。これは、その審査員が突然、出席するようになると「旅費請求書」で審査員の定員がオーバーしたことが分かり、「なりすまし審査員」の存在が発覚してしまうからである。一端、出席した審査員が次回からは来なくなることを確認した上で、「なりすまし審査員」を配置していると思われる。従って、事務局が作成する審査会の書類上は全て元の正当な審査員の名前が使われていると思われ、唯一、実名を使うのは「旅費請求書」である。旅費、日当は口座振込のため、実名でなければ振込が出来ないからである。こっそり潜り込んだのに実名で請求するのはおかしいと思われるかもしれないが、この請求書は東京地裁に送られ、審査会事務局には残らない。事務局に残るのは元の審査員の書類だけで「なりすまし審査員」の名前は一切出てこないようになっており、審査会の事務局を調べても書類上の矛盾は発覚しないと思われる。

「なりすまし審査員」の配置にあたり、第五検審 D 事務局長、Y 事務官および K 事務官が関わっていたことは明らかであり、「なりすまし審査員」である C、D、E とともに偽計業務妨害罪（刑法第 233 条）が構成される。また同時に虚偽の議決書を作成していることから虚偽有印公文書作成罪（刑法第 156 条）を構成し、かつ、その謄本が公文書として当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付されていることから同行使罪（刑法第 158 条）が成立する。また、第五検審事務局は審査員、補充員としての旅費、日当を C に対しては 21 年 12 月 22 日から 22 年 4 月 27 日まで 13 回にわたり、D については 22 年 4 月 13 日から 7 月 27 日まで 9 回にわたり、E については 22 年 8 月 24 日から 10 月 18 日まで 7 回にわたって支払っており業務上公金横領罪（刑法第 253 条）に、「なりすまし審査員」C、D、E については公金横領罪（第 252 条）を構成するものと思われる。また、「なりすまし審査員」の配置は「審査員の不正選定」と補完関係にあることから被告発人 A によって指示されたものと推察でき、被告発人 A についてはこれらについて共謀共同正犯となるものである。

第五検審は検察審査会法によりその審査内容が非公開とされ、堅いベールに包まれているが、この『「なりすまし審査員」の配置』については、「旅費請求書」、「債主内訳書」に審査員、補充員の実名が記載されていることから、第五検審に保存されている「検察審査員及び補充員選定録」と東京地裁に保存されている c、d、e と C、D、E のそれぞれの「旅費請求書」、「債主内訳書」を付き合わせれば、たちどころにその犯罪の実体が分かるものである。速やかに捜査に着手され、一刻も早く真相が解明されるよう求めるものである。

第４　関連資料

・資料-1・・・・毎日新聞平成 22 年 10 月 5 日朝刊
・資料-2・・・・第五検審の管轄地域
・資料-3・・・・東京都特別区の年齢別人口（22 年度国勢調査）
・資料-4・・・・審査員選定シミュレーション（1,000 万回）結果
・資料-5・・・・選定くじソフトの候補者情報の入力画面
・資料-6・・・・検察審査員候補者名簿管理システム（選定くじソフト）のシステム構成と仕様
・資料-7・・・・東京第五検察審査会における陸山会事件の審査状況
・資料-8・・・・二回目審査会における臨時の審査員状況
・資料-9・・・・被告発人 E の 10 月 4 日の旅費請求書
・資料-10・・・・吉田審査補助員の 9 月の旅費請求書
・資料-11・・・・ 被告発人 E の 9 月 28 日の旅費請求書

【別添資料】

・「宣誓書」・・・平成 21 年第 4 群検察審査員、平成 22 年第 1 群検察審査員、平成 22 年第 3 群補充員
・「債主内訳書」・・・平成 21 年 11 月 10 日から平成 22 年 10 月 18 日まで
・「旅費請求書」・・・平成 21 年 11 月 10 日から平成 22 年 10 月 18 日まで

以上